

# やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化 及び高付加価値化支援事業 よくある質問（Q & A）

## <目次>

### 1. 事業の概要について

- Q1-1 補助事業の目的は何ですか。
- Q1-2 どのような経費が補助金の対象ですか。
- Q1-3 補助金の額はいくらですか。申請上限額、下限額はありますか。
- Q1-4 国や県、市町村の補助金を一部受けている場合、残りを本事業で申請できますか。
- Q1-5 国の持続化給付金や市町村の助成金など用途を限定しない給付金等を受けている場合、申請できますか。
- Q1-6 補助対象経費に消費税は含まれますか。含まれない場合、その理由は何ですか。
- Q1-7 いつから実施した取組みが対象ですか。また、いつまでに実施した取組みが対象ですか。
- Q1-8 補助対象の取組みを、令和2年5月14日以降とした理由は何ですか。
- Q1-9 これからやまなしグリーン・ゾーン認証を申請する場合、補助金の申請ができますか。
- Q1-10 機器等購入や改修等の資金を用意できないため、着手前に補助金を受け取ることは可能ですか。
- Q1-11 「変異株対策強化関係」と「高付加価値化支援関係」との両方を利用することはできますか。
- Q1-12 「変異株対策強化関係」と「高付加価値化支援関係」のうち、いずれかのみを申請することはできますか。その場合、上限は600万円になりますか。
- Q1-13 過去に、①「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、②「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」、③「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化機器購入等支援事業」を利用し、支援金を受けました。今回補助金を申請する場合、いくらまで補助金を受けることができますか。

### 2. 支援対象施設について

- Q2-1 どのような施設が対象ですか。
- Q2-2 対象とならない施設はありますか。
- Q2-3 社団法人、財団法人、NPO法人等も対象者ですか。
- Q2-4 東京の本社がまとめて購入した備品を県内の支店へ支給して設置する場合、対象ですか。
- Q2-5 山小屋は対象ですか。
- Q2-6 対象施設ではない「法人税法別表第一に規定する公共法人」とはどのような施設ですか。
- Q2-7 対象施設でない「宗教上の組織若しくは団体」ですが、宿坊などの宿泊業は対象ですか。

Q2-8 補助金は課税対象となりますか。

Q2-9 県（又は市町村）から指定管理を受けていますが、補助対象になりますか。

Q2-10 宿泊施設ですが、各客室への対策は補助対象になりますか。

Q2-11 宿泊施設内のテナントは補助対象となりますか。

### 3. 変異株対策強化関係について

#### 【機器全般】

Q3-1 対象機器は4種類に限定されますか。

Q3-2 補助対象となる機器等の購入台数に制限はありますか。

Q3-3 既に購入済みのパーティションは基準に適合済みです。補助を受けるには4種類の対象機器等すべてを改めて購入する必要がありますか。

Q3-4 既に基準に適合する機器等を購入済みですが、より対策を強化するため、補助金を活用して購入することは可能ですか。

Q3-5 これまで買ったアクリル板や空気清浄機が新しい基準に合わないのですが買い取ってもらえますか。

Q3-6 補助金が活用できるという理由で市場価格よりも大幅に高い金額での購入を勧められました。その場合も購入金額が補助対象となりますか。

Q3-7 配送費・取付費は対象ですか。

Q3-8 フリーマーケットやオークションで購入した商品は対象ですか。

Q3-9 ネットで購入した備品は対象ですか。

Q3-10 これまで使用していた備品を故障で買い替える場合も対象ですか。

Q3-11 使用していた備品の修理代は対象ですか。

Q3-12 これまで使用していた備品の撤去・廃棄費用は対象ですか。

Q3-13 令和2年5月13日に納品され、支払いは令和2年5月15日に行いました。対象ですか。

Q3-14 令和3年10月15日に納品され、支払いは令和3年11月10日に行いました。対象ですか。

Q3-15 備品をリースで整備する場合のリース料・レンタル料は対象ですか。

Q3-16 購入備品の月々の保守点検料などのランニングコストは対象ですか。

Q3-17 支援対象とした備品を廃棄したり、譲渡したい場合、何か制限がありますか。

Q3-18 認証を取得しましたが、近日中に閉店する予定です。それまでに使用する備品類は対象ですか。

Q3-19 実際に備品を利用しているか立入調査などはありますか。

Q3-20 自社や管理委託業者などが販売している製品を支援対象とすることは可能ですか。

Q3-21 消毒液や空気清浄機を置くための台は対象になりますか。

#### 【パーティション】

Q4-1 補助対象のパーティション設置に伴い、テーブルの買い換えや備え付けの調味料入れが必要となる場合、それらの購入経費も対象になりますか。

- Q4-2 机と同じ幅のパーティションが売っていません。机の端から4cmずつぐらい足りないものは許容範囲ですか。また、高さはおでこ程度までなら隠れるのですが、頭まで隠れないと基準に合いませんか。
- Q4-3 カウンターへ店の者と利用者の間を仕切るパーティションは必要ですか。また、テーブル間の仕切りは必要ですか。
- Q4-4 円卓のテーブルにパーティションを置く場合も対象になりますか。
- Q4-5 パーティションの材質に決まりはありますか。
- Q4-6 大きな畳の宴会場でもパーティションを設置しなければなりませんか。
- Q4-7 テーブル上の鉄板で調理を行う場合もパーティションを設置しなければなりませんか。
- Q4-8 テラス席など風の影響を受ける場合でもパーティションを設置しなければなりませんか。
- Q4-9 カウンターの隣り合った席でメニューや調味料を共有するため、一定の隙間があるパーティションの購入は補助対象ですか。
- Q4-10 同一テーブルにおいて、人と人との距離が1m以上ありますが、パーティションの設置が必要ですか。
- Q4-11 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は1m以上ありますが、パーティションの設置が必要ですか。

#### 【二酸化炭素濃度測定器】

- Q5-1 二酸化炭素濃度測定器の機能・能力に基準はありますか。
- Q5-2 当店では何台買えば基準を満たしますか。
- Q5-3 室内の換気の効果を高めるためのサーキュレーター（扇風機）は対象になりますか。
- Q5-4 二酸化炭素濃度測定機能付きの換気扇は対象になりますか。
- Q5-5 屋外の飲食スペースには二酸化炭素濃度測定器を設置する必要がありますか。

#### 【HEPA フィルタ搭載の空気清浄機】

- Q6-1 なぜ HEPA フィルタ搭載である必要があるのですか。
- Q6-2 HEPA フィルタより機能が上とされる ULPA フィルタ、TPA フィルタは対象となりますか。
- Q6-3 既存の空気清浄機に後付けで HEPA フィルタを付ける場合、HEPA フィルタのみの購入は対象となりますか。
- Q6-4 HEPA フィルタ搭載との記載はないですが、HEPA フィルタ付き以上の性能とつたわられている空気清浄機は対象ですか。
- Q6-5 HEPA フィルタ搭載の掃除機は対象ですか。
- Q6-6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（「建築物衛生法」又は「ビル管理法」）が適用されている建物でも、HEPA フィルタ搭載の空気清浄機は必要になりますか。
- Q6-7 屋外の飲食スペースには HEPA フィルタ搭載の空気清浄機を設置する必要がありますか。

ますか。

Q6-8 カタログに HEPA フィルタの記載はあるが、ろ過式との記載がない。対象になりますか。

#### 【消毒液】

Q7-1 消毒液を購入する場合、テーブルの台数分などの制限がありますか。

Q7-2 消毒液専用スタンド、ディスペンサーの購入は対象になりますか。

Q7-3 消毒液を入れるスプレー式ボトルは対象になりますか。

Q7-4 消毒液について、①施設入口、②厨房、③従業員控室、④従業員専用食堂に設置する場合、それぞれ補助対象となりますか。

Q7-5 火気を使用する場合は、ボトル式でない消毒液（アルコールを含む除菌ウエットティッシュ等）でも対象ですか。

#### 4. 高付加価値化支援関係について

Q8-1 「高付加価値化」とは何ですか。

Q8-2 私たちは特に「高付加価値化」を目指すつもりはありませんが、この事業を利用することはできないのですか。

Q8-3 私たちは既に変異株対策を講じているため、「高付加価値化支援関係」のみを利用したいと思います。上限を600万円に引き上げてもらえますか。

Q8-4 既に支払い済みの経費があります。補助対象に含まれますか。

Q8-5 客単価を上げるため、大規模宴会場を新たに設置し、団体客を呼び込みたいと考えています。宴会場改修費用は対象となりますか。

Q8-6 ワークーションスペースの設置を考えています。どのような経費が対象になりますか。

Q8-7 既に「ワークーションモデル事業費補助金」を受けていますが、そのときの自己負担分について、今回の補助金を充当することはできますか。

Q8-8 過去に「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」を活用し、キャッシュレス決済を導入しました。今回設備を更に拡充しようと考えていますが、補助対象となりますか。

Q8-9 キャッシュレス決済を導入するシステムのメーカー（決済代行業者）の具体的な例を教えてください。

Q8-10 キャッシュレス決済端末のリース料は対象ですか。

Q8-11 非接触型チェックインシステムを導入する場合、メーカーや型番等に指定・制限などはありますか。

Q8-12 「伝統芸能との連携」とは、具体的にはどの経費が対象になりますか。

Q8-13 マイクロツーリズム造成は、具体的にはどの経費が対象になりますか。

Q8-14 「ITシステム・モバイルシステムによる情報共有」とは、具体的にはどのようなことですか。

Q8-15 予約管理システムや AI によるデータ分析・需要予測を行うと、どうして「高付

加価値化」につながるのですか。

Q8-16 「取組例」として掲げられた取組み以外でも対象になりますか。

Q8-17 「その他、コロナ後の高付加価値化に資する取組みとして、知事が特に認めるもの」は、たとえばどのような取組みがありますか。

Q8-18 屋根・屋上の防水機能が経年劣化のため、雨漏りがひどくなりました。修繕を行って防水機能の回復を図りたいと思います。対象となりますか。

Q8-19 災害の影響で外壁の一部が崩落しました。予算の関係で、崩落部分とその周辺を元どおりに改修したいと思います。対象となりますか。

Q8-20 先日消防署から、防災設備の不備を指摘されました。消防法令に適合させるよう改めて整備したいと思いますが、それにかかる経費は補助対象となりますか。

Q8-21 送迎バスを新たに1台購入し、既存のバスを補完させたいと思います。対象となりますか。

Q8-22 客室のネット環境を改善させるため、1室に1台のパソコンを整備したいと思います。パソコン購入費と月々のネット回線料に対して補助を受けたいのですが、可能ですか。

Q8-23 この度、高級感のある食事メニューを開発し宿泊客に提供しようと考えています。高級ブランド牛などの食材、日本酒・ワインなどを購入する場合、対象となりますか。

Q8-24 高級感を少しでも出そうと思い、高価な美術品（絵画、彫刻など）を購入して飾ろうと思います。対象になりますか。

Q8-25 地元出身の有名人（スポーツ選手、芸能人など）を招いたイベント（握手会、トークショーなど）を企画しています。開催経費は補助対象になりますか。

Q8-26 従業員の待遇を向上させることが高付加価値化につながると考え、賃金アップしたいと思います。賃金若しくは賞与等の上昇分に補助金を充当しても構いませんか。

Q8-27 宿泊施設の建物内に、アスベストが吹き付けられている箇所があることが判明しました。このアスベストを除去すれば、宿泊客の滞在環境が改善され、高付加価値化につながると考えます。除去経費は補助対象となりますか。

Q8-28 旅館業法上の許可を受けている宿泊施設が、同一敷地内にキャンプ場を整備し、高付加価値化につなげていきたいと考えています。補助対象になりますか。また、同一敷地内ではなく、許可を受けている施設から離れた場所に所有する施設を改修し、キャンプ場を整備する場合は補助対象となりますか。

## 5. 申請方法・提出書類について

Q9-1 申請から補助金交付（支払い）までの流れを教えてください。

Q9-2 申請書はどこで手に入りますか。また、提出先はどこですか。

Q9-3 申請期限はいつまでですか。

Q9-4 早く申請した方がよいですか。

Q9-5 申請から支払いまでどのくらいの期間かかりますか。

Q9-6 一度申請して100万円の支援を受けましたが、追加で対象備品を購入した場合、

上限額の残りの200万円を申請できますか。

- Q9-7 「変異株対策強化関係」で補助金の交付決定を受けた後、「高付加価値化支援関係」を申請する（又は「高付加価値化支援関係」の交付決定後に「変異株対策強化関係」を申請する）ことはできますか。
- Q9-8 補助金交付決定通知書を受け取りましたが、既にパーティション等を購入しています。交付決定前の事業着手は認められないと聞いたのですが。
- Q9-9 事業計画書にはどのようなことを記入すれば良いですか。
- Q9-10 取り組みたいことはありますが、高付加価値化につながるか分かりません。
- Q9-11 図面や資料は、どのようなものを添付すれば良いですか。
- Q9-12 「概算払い」とは何ですか。どのようなときに認められますか。
- Q9-13 変異株対策を講じるため、既に6月までに物品を購入しました。「高付加価値化支援関係」は利用するつもりはありませんが、購入した分の補助金をできるだけ早く受けたいと思います。どのように手続きを行えば良いですか。
- Q9-14 客室を改修する予定でしたが、浴室の改修に変更したいと思います。どのように手続きを行えば良いですか。
- Q9-15 コロナウイルスが蔓延した影響で、当初予定していた補助事業（補助金を受ける予定で取り組んでいる事業）をやむを得ず中止することとしました。何か手続きは必要ですか。
- Q9-16 実績報告書は、どのようなことを記入すれば良いですか。また、いつまでに出せば良いですか。
- Q9-17 実績報告書には、どのような書類を添付すれば良いですか。
- Q9-18 領収書等は原本が必要ですか。
- Q9-19 手元にある領収書では消費税額が確認できませんが、有効ですか。
- Q9-20 クレジットカードで支払ったため、領収書やレシートがありませんが、どのようにすればよいですか。
- Q9-21 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか。
- Q9-22 営業許可証を紛失してしまいましたがどうすればよいですか。
- Q9-23 本社が各施設分をまとめて申請できますか。
- Q9-24 クレジットカードで支払った場合、支払の確認はいつの時点ですか。
- Q9-25 クレジットカードで従業員が支払った場合になりますか。
- Q9-26 カードのポイントや商品券で支払った場合、対象ですか。
- Q9-27 領収書やレシートに一式としか記載されておらず内訳がわからない場合でも申請可能ですか。
- Q9-28 領収書やレシートに支援対象のもの以外も記載されている場合、別に領収書を発行してもらう必要がありますか。
- Q9-29 額の確定とは何ですか。
- Q9-30 事業計画のとおり変異株対策又は高付加価値化の取組みを実施しましたが、補助金で購入した備品のうち、当面の必要数量を超過した分については売却したいと思います。何か手続きは必要ですか。

## 1. 事業の概要について

### Q1-1 事業の目的は何ですか。

⇒ やまなしグリーン・ゾーン認証施設に対し、変異株対策強化のための新たな認証基準に対応した機器購入等を支援することで、新型コロナウイルス変異株への対策を強化するとともに、「ポストコロナ」、「ウィズコロナ」の旅行需要回復局面を見据えた宿泊事業者による新たな需要に対応するための取組みを支援することにより、安全・安心で上質な環境を提供し、本県観光産業の一層の高付加価値化を図ることで。

### Q1-2 どのような経費が補助金の対象ですか。

⇒ 「変異株対策強化関係」にあつては、次の機器購入（令和3年10月末までに設置）の経費が対象です。

【飛沫感染対策】パーティション（座った人の頭が隠れる高さ、机と同じ幅、十字パーティション等）

【エアロゾル感染対策】二酸化炭素濃度測定器、HEPA フィルタ搭載の空気清浄機（風量毎分5 m<sup>3</sup>以上であつてメーカー指定床面積ごとに設置）

【接触感染対策】消毒液・手指消毒アルコール（席の近く・トイレ）

上記機器等に関連する機器等の購入や、備え付けるために必要な費用を含みます。

「高付加価値化支援関係」にあつては、安全・安心で上質な環境を提供し、コロナ後を見据えた高付加価値化を実現するため、新たな需要に対応するための取組みに要する経費が対象となります。

詳細につきましては、申請要領等をご確認ください。

### Q1-3 補助金の額はいくらですか。申請上限額、下限額はありますか。

⇒ 「変異株対策強化関係」、「高付加価値化支援関係」それぞれ次のとおりです。

「変異株対策強化関係」 1施設あたり 上限300万円（対象経費の3/4）

「高付加価値化支援関係」 1施設あたり 上限300万円（対象経費の1/2）

いずれも申請の下限額はありせん（ただし千円未満切捨て）。また、上記2つを併用することができます（Q1-11 参照）。

### Q1-4 国や県、市町村の補助金を一部受けている場合、残りを本事業で申請できますか。

⇒ 国の補助金を受けている場合は、原則として申請することはできません。重複支給が発覚した場合は、支援金の返還及び加算金の支払いが必要になりますので、ご注意ください。

県又は市町村の補助金については、その補助金の交付要綱等で他の補助金との併用が禁止されていない場合には、申請することができます。たとえば、「変異株対策強化関係」については、本県の「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化機器購入等支援事業」、及び「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」で支援を受けた機器購入のうち、申請者が自己負担した分について、上限額300万円からこれら事業で支援を受けた額を控除した額を限度に、補助を受けることができ

ます。過去に支援金を受けている場合については、Q1-12を参照してください。

(例)

「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化機器購入等支援事業」で既に60万円の支援を受けている場合

300万円－60万円＝240万円（上限）

Q1-5 国の持続化給付金や市町村の助成金など用途を限定しない給付金等を受けている場合、申請できますか。

⇒ 申請可能です。なお、用途が指定される国の持続化補助金を受けている対象経費については、本事業の対象外です。

Q1-6 補助対象経費に消費税は含まれますか。含まれない場合、その理由は何ですか。

⇒ 消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）は対象外ですので、申請額は消費税を除いた額としてください。

消費税については「仕入税額控除制度」があるため、各事業者は、売上げに係る消費税から、仕入れに係る消費税を控除した上で消費税を申告、納付します。仮に、仕入れに係る消費税相当額分についても、補助金等が交付された場合、控除される税分の補助金等が事業者の手元に残ってしまいます。このようなことは補助制度上適切ではないという考えから、補助金によっては、この手元に残る補助金について返還手続きを設けているものもあります。

本補助金についても、同様に消費税相当額を補助対象とした上で、返還手続きを設けることも考えられましたが、返還すべき額を算定するなど手続きが煩雑になり申請者の方々の負担が大きくなってしまふことから、消費税相当額については補助対象外としております。

Q1-7 いつから実施した取組みが対象ですか。また、いつまでに実施した取組みが対象ですか。

⇒ 令和2年5月14日以降に発注された取組みが対象です。

「変異株対策強化関係」にあつては、令和3年10月31日（日）までに設置された機器等購入が対象です。

「高付加価値化支援関係」にあつては、令和3年12月31日（金）までに完了した取組みが対象です。

両者とも、支払い（クレジットカード払いの場合は口座からの引落とし）を令和3年12月31日までに完了してください。

なお、交付申請書、実績報告書の期限は、ともに令和4年1月31日（月）となっております。また、「高付加価値化支援関係」を利用の場合には、事業計画書（案）を令和3年11月30日（火）までに事務局あて提出してください。

Q1-8 補助対象の取組みを、令和2年5月14日以降とした理由は何ですか。

⇒ 業界団体において、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」が令



和2年5月14日に策定され、これに合わせて感染症対策を実施してきた宿泊事業者も少なくないことを踏まえ、過去に購入した備品や投資についても補助対象経費とすることとしました。

**Q1-9** これからやまなしグリーン・ゾーン認証を申請する場合、補助金の申請ができますか。

⇒ 申請時点で、認証を受けていることが条件です。「変異株対策強化関係」にあつては、令和3年4月30日時点で認証済又は令和3年4月30日時点で認証申請済であることが条件です。

**Q1-10** 機器等購入や改修等の資金を用意できないため、着手前に補助金を受け取ることは可能ですか。

⇒ 本補助金については、「知事が必要と認めた場合に」概算払いを利用することができます。概算払いの額は、交付決定を受けた金額の6割が上限です。概算払いを希望の場合には、必ず事前に事務局に御相談ください。このほか、政府系金融機関や県に新型コロナ関係の融資制度も用意されています。御活用ください。

**Q1-11** 「変異株対策強化関係」と「高付加価値化支援関係」との両方を利用することはできますか。

⇒ できます。その場合、「変異株対策強化関係」、「高付加価値化支援関係」それぞれで上限は300万円となります。一つの申請書で、両方を申請してください（別々に申請ことはできません）。また、両方で補助率が異なりますので、御注意ください（「変異株対策強化関係」は対象経費の4分の3、「高付加価値化支援関係」は対象経費の2分の1）。

**Q1-12** 「変異株対策強化関係」と「高付加価値化支援関係」のうち、いずれかのみを申請することはできますか。その場合、上限は600万円になりますか。

⇒ いずれかのみを申請することは可能です。その場合、上限は300万円になります。申請しない300万円の上限分を、申請する方に上乗せすることはできません。

なお、両方で補助率が異なること、申請は1施設1回限りであることに御注意ください（申請していない方を別途追加で申請することはできません）。

**Q1-13** 過去に、①「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、②「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」、③「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化機器購入等支援事業」を利用し、支援金を受けました。今回補助金を申請する場合、いくらまで補助金を受けることができますか。

⇒ （1）「変異株対策強化関係」、（2）「高付加価値化支援関係」それぞれ次のとおりとなります。

（1）「変異株対策強化関係」

過去に②「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」、又は

③「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化機器購入等支援事業」の支援を受けている場合には、上限金額（300万円）から支援を受けた金額（②「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」については、支援を受けた機器等のうち、変異株対策対象の機器等）を控除した額の限度で、補助金を申請することができます。

（例：③の支援金の上限60万円を受けた事業者が補助金を申請する場合）

補助金 300万円－60万円＝240万円

（320万円購入経費分まで補助可）

## （2）「高付加価値化支援関係」

過去に①「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、又は②「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」を受けた事業者が、「高付加価値化支援関係」で感染症対策（変異株対策以外の感染症対策）を実施する（実施した）申請を行う場合、それぞれの支援金の支援対象上限額（30万円又は400万円）を超えて機器等を購入したときは、その超えた分について補助金を申請することができます。

（例：1千万円の機器を購入して①又は②の支援金300万円を受けた場合）

補助（支援）対象 1,000万円－400万円＝600万円

∴補助金 600万円×1/2＝300万円

なお、①又は②の支援金の対象経費の上限400万円を購入し、支援金300万円を受けた場合、差し引きの100万円について補助金を申請することはできません。

## 2. 支援対象施設について

### Q2-1 どのような施設が対象ですか。

⇒ 「宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱」に基づく認証を受けている宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）の設置する施設が対象です。このうち、「変異株対策強化関係」あつては、令和3年4月30日時点で認証済又は令和3年4月30日時点で認証申請済であり、かつ、不特定多数の人が共有する飲食を提供するスペースがある施設が対象となります。複数の施設が許可を受けている場合、施設ごとの申請が可能です。

### Q2-2 対象とならない施設はありますか。

⇒ 次の（1）から（7）に該当する施設・事業者は対象となりません。

（1） 旅館業法の許可を受けていない施設

（2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設

(3) やまなしグリーン・ゾーン認証を取得していない施設

(4) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

(5) 政治団体

(6) 宗教上の組織若しくは団体

※ ただし、旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む施設又は食品衛生法に基づく許可を受けて飲食業を営む施設は当該事業部分に限る部分について申請可

(7) (1) から (6) に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断される者

Q2-3 社団法人、財団法人、NPO 法人等も対象者ですか。

⇒ 対象施設に該当すれば申請できます。

Q2-4 東京の本社がまとめて購入した備品を、県内の施設へ支給して設置する場合、対象ですか。

⇒ 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者が対象です。事例の場合、「東京の本社」及び「県内の施設」双方が当該許可を受けていれば対象になります。実績報告の際には、まとめて購入された備品等が、「県内の施設」へ支給されたことが添付書類等で分かるようにしてください。

Q2-5 山小屋は対象ですか。

⇒ 山小屋はグリーン・ゾーン認証対象ではないため、本事業の対象外です。

Q2-6 対象施設ではない「法人税法別表第一に規定する公共法人」とはどのような施設ですか。

⇒ 以下の公共法人が事業を行っている場合は、支援金の対象になりません。

国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（資本金・出資額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類する者）、土地開発公社、土地改良区、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本年金機構 等

Q2-7 対象施設でない「宗教上の組織若しくは団体」ですが、宿坊などの宿泊業は対象ですか。

⇒ 旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む施設であれば、対象です。

Q2-8 補助金は課税対象となりますか。

⇒ 原則課税対象となります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

Q2-9 県（又は市町村）から指定管理を受けていますが、補助対象になりますか。

⇒ 旅館業法に基づく許可を受けている場合には、対象となります。ただし、委託元の県（又は市町村）が当該対象機器等を直接用意する場合や当該支援金分を委託料から差し引く場合がありますので、事前に委託元の担当課と相談の上、申請してください。

#### Q2-10 宿泊施設ですが、各客室への変異株対策は補助対象になりますか。

⇒ 「変異株対策強化関係」については、不特定多数の人が共有する飲食を提供するスペースが対象のため、客室は対象になりません。

「高付加価値化支援関係」については、その対策により宿泊施設の高付加価値化が実現できると事業計画上認められれば、対象となる場合があります。申請前に事務局に御相談ください。

#### Q2-11 宿泊施設内のテナントは補助対象となりますか。

⇒ 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者が対象です。宿泊施設内のテナントについては、宿泊施設の敷地内にあり、かつ当該宿泊施設の直営である場合には、対象となります。

### 3. 変異株対策強化関係について

#### 【機器全般】

#### Q3-1 対象機器は4種類に限定されますか。

⇒ 4種類それぞれ同等の機能を有するものであれば対象です。

#### Q3-2 補助対象となる機器等の購入台数に制限はありますか。

⇒ 購入台数に制限は設けませんが、申請施設の収容能力、来客数等を勘案し、購入数量等に疑義がある場合には説明を求める場合があります。説明を踏まえ、合理的な数量に補助対象を限定させていただく場合があります。あらかじめ御了承ください。

#### Q3-3 すでに購入済みのパーティションは基準に適合済みです。補助を受けるには4種類の対象機器等すべてを購入する必要がありますか。

⇒ 必要な機器等のみの購入で差支えありません。

#### Q3-4 すでに基準に適合する機器等を購入済みですが、より対策を強化するため、補助金を活用して購入することは可能ですか。

⇒ 感染症対策の強化につながるのであれば可能です。ただし、申請施設の収容能力、来客数等を勘案し、購入数量等に疑義がある場合には説明を求める場合があります。説明を踏まえ、合理的な数量に補助対象を限定させていただく場合があります。

#### Q3-5 これまで買ったアクリル板や空気清浄機が新しい基準に合わないのですが買い取ってもらえますか。

⇒ 買い取りはいたしません。

Q3-6 補助金が活用できるという理由で市場価格よりも大幅に高い金額での購入をすすめられました。その場合も購入金額を支援してもらえますか。

⇒ 市場価格を大幅に超える機器等の購入は対象にならない場合がありますので、適正な価格を確認の上、購入してください。大幅に超える価格について迷う場合はご相談ください。

Q3-7 配送費・取付費は対象ですか。

⇒ 対象です。対象となる機器等の購入・設置のために要した配送や取付であることがわかる領収書（レシート）の添付をお願いします。

Q3-8 フリーマーケットやオークションで購入した商品は対象ですか。

⇒ 転売目的の可能性が排除できないため、対象となりません。同様に一般個人や対象機器等の販売を業として行っていない事業者からの購入についても対象外とします。

Q3-9 ネットで購入した備品は対象ですか。

⇒ 対象です。明細書など支払額・購入日がわかる書類を添付してください。なお、クレジットカードによる支払いは、令和3年12月31日までに引落しが確認できる場合のみ対象です。

Q3-10 これまで使用していた備品を故障で買い替える場合も対象ですか。

⇒ 故障の買い換えで新たに購入する場合も対象です。

Q3-11 使用していた備品の修理代は対象ですか。

⇒ 修理代（修繕費）は対象となりません。

Q3-12 これまで使用していた備品の撤去・廃棄費用は対象ですか。

⇒ 対象となりません。

Q3-13 令和2年5月13日に納品され、支払いは令和2年5月15日に行いました。対象ですか。

⇒ 対象になりません。令和2年5月14日以降の購入・設置を対象とします。

Q3-14 令和3年10月15日に納品され、支払いは令和3年11月10日に行いました。対象ですか。

⇒ 対象です。支払いは令和3年12月31日までに完了（クレジットカード払いの場合は口座からの引落し）させてください。

なお、高付加価値化関係については、令和3年12月31日までに支払い（クレジットカード払いの場合は口座からの引落し）を完了させれば、令和3年11月1日以降の納品等でも差し支えありません。

Q3-15 備品をリースで整備する場合のリース料・レンタル料は対象ですか。

⇒ 「変異株対策強化関係」については、リース・レンタルの場合は対象になりません。

なお、「高付加価値化支援関係」については、その対策により宿泊施設の高付加価値化が実現できると事業計画上認められれば、対象となる場合があります。申請前に事務局に御相談ください。

Q3-16 購入備品の月々の保守点検料などのランニングコストは対象ですか。

⇒ 保守点検料などのランニングコストは対象になりません。

Q3-17 補助対象の備品を廃棄し、又は譲渡したい場合、何か制限がありますか。

⇒ 単価50万円以上の財産を廃棄する場合等は、財産処分承認申請書による承認が必要です。詳しくは事務局あてご連絡ください。

Q3-18 認証を取得しましたが、近日中に閉店する予定です。それまでに使用する備品類は対象ですか。

⇒ 将来的に継続して使用する備品等の購入が対象ですので、施設の閉店が予定されている場合は対象になりません。

Q3-19 実際に備品を利用しているか立入調査などはありますか。

⇒ 取組状況、補助金の収支、関係書類等について、立入調査を行う場合があります。

Q3-20 自社や管理委託業者などの関係事業者が販売している製品を支援対象とすることは可能ですか。

⇒ 対象外とします。

Q3-21 消毒液や空気清浄機を置くための台は対象になりますか。

⇒ 対象機器を設置するために必要となる場合は、対象とします。

#### 【パーティション】

Q4-1 補助対象のパーティション設置に伴い、テーブルの買い換えや備え付けの調味料入れ等が必要となる場合、それらの購入経費も対象になりますか。

⇒ パーティション設置に伴い、既存のテーブルが使用できなくなる場合や、調味料入れなどが必要となる場合は、対象となります。

Q4-2 机と同じ幅のパーティションが売っていません。机の端から5cmずつぐらい足りないものは許容範囲ですか。また、高さはおでこ程度までなら隠れるのですが、頭まで隠れないと基準に合いませんか。

⇒ 規格品の中で、最も基準の適合に近い寸法のものを選んでください。

Q4-3 カウンターへ店の者と利用者の間を仕切るパーティションは必要ですか。また、テーブル間の仕切りは必要ですか。

⇒ 1メートル以上の距離があれば必要ありません。

Q4-4 円卓のテーブルにパーティションを置く場合も対象になりますか。

⇒ 座った人の頭が隠れる高さで、かつ、隣、正面、斜めに位置する人と遮断される場合には、対象となります。

Q4-5 パーティションの材質に決まりはありますか。

⇒ アクリル製、ビニール製その他、布や紙のものであってもコーティング加工で通気性がなければ対象となります。

Q4-6 大きな畳の宴会場でもパーティションを設置しなければなりませんか。

⇒ 複数人で使うテーブルがある場合は、十字パーティション等の設置が必要になります。1人で使う御膳台の場合は、従来どおり真正面の着座を避け、1mの座席間隔をとってください（その場合、パーティションは不要です）。

Q4-7 テーブル上の鉄板で調理を行う場合も、パーティションを設置しなければなりませんか。

⇒ 原則、鉄板部分を避けてパーティションの設置が必要ですが、火災の危険がある場合やパーティションが小さくなってしまい飛沫感染防止の効果がない場合などは、従来どおり真正面の着座を避け、1mの座席間隔をとってください。

Q4-8 テラス席など風の影響を受ける場合でもパーティションを設置しなければなりませんか。

⇒ パーティションを固定するなど工夫して設置してください。

Q4-9 カウンターの隣り合った席でメニューや調味料を共有するため、一定の隙間があるパーティションの購入は補助対象ですか。

⇒ メニューや調味料等は個人ごとに設置することが望ましく、パーティションの隙間はないことが原則ですが、共有のための隙間を設ける場合は、飛沫感染が防止される最小限の範囲であれば補助対象です。

Q4-10 同一テーブルにおいて、人と人との距離が1m以上ありますが、パーティションの設置が必要ですか。

⇒ 必要です。

Q4-11 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間

は1 m以上ありますが、パーティションの設置が必要ですか。

⇒ 必要ありません（相互に対人距離が最低1 m以上確保できるよう配置するか、パーティション等で遮蔽してください）。ただし、感染防止の強化のためであれば、支援の対象となります。

#### 【二酸化炭素濃度測定器】

Q5-1 二酸化炭素濃度測定器の機能・能力に基準はありますか。

⇒ 室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えた場合、即座に窓を開放し換気を実施できるよう、二酸化炭素濃度の値を測定できるものが対象です。設置はドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところをお願いします。

Q5-2 当施設では何台買えば基準を満たしますか。

⇒ 一つの空間あたり1台の設置をお願いします。

Q5-3 室内の換気の効果をもとめるためのサーキュレーター（扇風機）は対象になりますか。

⇒ 対象となりません。

Q5-4 二酸化炭素濃度測定機能付きの換気扇は対象になりますか。

⇒ 対象となります。

Q5-5 屋外の飲食スペースには二酸化炭素濃度測定器を設置する必要がありますか。

⇒ 必要ありません。

#### 【HEPA フィルタ搭載の空気清浄機】

Q6-1 なぜ HEPA フィルタ搭載である必要があるのですか。

⇒ HEPA フィルタは JIS 規格で  $0.3\mu\text{m}$  の粒子に対して 99.97%以上の捕集ができるエア フィルタとされており、厚生労働省において推奨事例とされています。

Q6-2 HEPA フィルタより機能が上とされる ULPA フィルタ、TPA フィルタは対象となりますか。

⇒ HEPA フィルタより機能が上であることがカタログ等で確認できれば対象となります。

Q6-3 既存の空気清浄機に後付けで HEPA フィルタを付ける場合、HEPA フィルタのみの購入は対象となりますか。

⇒ 対象となります。

Q6-4 HEPA フィルタ搭載との記載はないですが、HEPA フィルタ付き以上の性能と謳われている空気清浄機は対象ですか。



⇒ HEPA フィルタより機能が上であることがカタログ等で確認できれば対象となります。

Q6-5 HEPA フィルタ搭載の掃除機は対象となりますか。

⇒ 主目的が清掃であるため、対象となりません。

Q6-6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（「建築物衛生法」又は「ビル管理法」）が適用されている建物でも、HEPA フィルタ搭載の空気清浄機は必要になりますか。

⇒ 適用施設の場合は新たに設置する必要はありません。

Q6-7 屋外の飲食スペースには HEPA フィルタ搭載の空気清浄機を設置する必要がありますか。

⇒ 必要はありません。

Q6-8 カタログに HEPA フィルタの記載はあるが、ろ過式との記載がない。対象になりますか。

⇒ HEPA フィルタは粉塵をろ過するためのフィルタなので、HEPA フィルタとあればろ過式と考えて差し支えないです。なお、風量が毎分 5 m<sup>3</sup>以上、適用床面積の条件は満たす必要があります。

#### 【消毒液】

Q7-1 消毒液を購入する場合、テーブルの台数分などの制限がありますか。

⇒ 購入数量に制限はありませんが、県内において、広く感染対策が徹底されることを踏まえ、施設の収容能力、来客数等にかんがみ、説明可能な範囲での購入をお願いします。

Q7-2 消毒液専用スタンド、ディスペンサーの購入は対象になりますか。

⇒ 対象となります。

Q7-3 消毒液を入れるスプレー式ボトルの購入は対象になりますか。

⇒ 対象となります。

Q7-4 消毒液について、①施設入口、②厨房、③従業員控室、④従業員専用食堂に設置する場合、それぞれ補助対象となりますか。

⇒ 不特定多数の人が共有する飲食を提供するスペースがある施設が補助対象となります。したがって、上記①から④までのいずれについても補助対象となりません。

Q7-5 テーブル近くで火気を使用する場合は、ボトル式でない消毒液（アルコールを含む除菌ウエットティッシュ等）でも対象ですか。

⇒ 火気を取り扱う場合など、ボトル式の消毒液を設置できない事情がある場合は対象

となります。

#### 4. 高付加価値化支援関係について

##### Q8-1 「高付加価値化」とは何ですか。

⇒ 本県における観光産業の「高付加価値化」とは、「既存の観光資源の価値を高めて他地域との差別化を図るとともに、顧客の期待を上回るような質の高いサービスを提供することにより、観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上に繋げる取組み」のことをいいます。

今回、県内の多くの宿泊事業者の皆様が本補助金の「高付加価値化支援関係」を活用することによって、新たな需要に対応した取組みを行っていただき、宿泊客に上質な環境を提供できるようになることにより、高付加価値化を図るものです。

##### Q8-2 私たちは特に「高付加価値化」を目指すつもりはありませんが、この事業を利用することはできないのですか。

⇒ 「高付加価値化」とは、必ずしも富裕層にターゲットを絞ったり、宿泊料を値上げしたり、内装や食事を高級なものにしたりする取組みを意味するものではありません。

Q8-1 でお示したとおり、「観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上」を目指す取組みです。「高付加価値化支援関係」は、こうした目標に向けて、新たな需要に積極的に対応する取組みを支援するものです。取組内容がこのようなものであれば、補助対象となる場合もありますので、事務局に御相談ください。

##### Q8-3 私たちは既に変異株対策を講じているため、「高付加価値化支援関係」のみを利用したいと思います。上限を600万円に引き上げてもらえますか。

⇒ 「変異株対策強化関係」を利用せず、「高付加価値化支援関係」のみを申請することは可能です。ただし、Q1-12 でお示したとおり、両方の上限額を合算して600万円とすることはできません。300万円の限度で利用できます。

##### Q8-4 既に支払い済みの経費があります。補助対象に含まれますか。

⇒ 令和2年5月14日以降に発注した物品の購入、改修等に要した経費を対象とします。既に支出した分については、領収書等で確認を行いますので、紛失のないようお願いいたします。また、今後支出する分については、令和3年12月31日までに支出した（クレジットカード払いの場合は口座からの引落としが行われた）経費が対象となります。

##### Q8-5 売り上げを増やすため、大規模宴会場を新たに設置し、より多くの団体客を呼び込みたいと考えています。宴会場改修費用は対象となりますか。

⇒ 大規模宴会場の設置が、新たな需要に対応するものであり、高付加価値化に資する

ものと宿泊事業者の事業計画上位置づけることができる場合には、補助対象となる余地はあるものと思われます。ただし、宴会場は、「不特定多数の人が共有する飲食を提供するスペース」に該当するため、やまなしグリーン・ゾーン認証との関係上、変異株対策を実施しなければならないことに留意する必要があります。

なお、宴会場については、感染防止対策として「参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意」することが求められています（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」）。

**Q8-6 ワークーションスペースの設置を考えています。どのような経費が対象になりますか。**

⇒ ワークーション受入に必要となる施設改修・新設工事（ワークスペース、会議スペース、Wi-Fi 環境等の整備等）、及びワークーション受入に必要となる備品等購入（机、椅子、パソコン、プリンタ、ファックス、複合機等）を対象とします。

ただし、不動産・車両の購入、既存設備等の撤去・廃棄、ワークーションとの関連が認められない経費、単発的なイベント開催に要する経費、光熱水費等経常的な経費は補助対象となりません。

なお、改修等の工事が大規模にわたる場合には、令和3年12月31日までに全事業を完了させなければならない点に御留意ください。

**Q8-7 既に「ワークーションモデル事業費補助金」を受けていますが、そのときの自己負担分について、今回の補助金を充当することはできますか。**

⇒ 既に「ワークーションモデル事業費補助金」を受けている場合には、既に補助を受けた整備部分について、今回の補助金は利用できません（「ワークーションモデル事業費補助金申請の手引き」P2）。

**Q8-8 過去に「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」を活用し、キャッシュレス決済を導入しました。今回設備を更に拡充しようと考えていますが、補助対象となりますか。**

⇒ 過去に上記の支援金を受けていたとしても、別個に新たな機器等を購入・整備する場合には、新たに購入等を行う分については補助対象となります。ただし、過去に受けた支援金の申請に含まれた機器等については、事業者の自己負担分に含まれるものであれば対象となる場合があります（Q1-12 参照）。

**Q8-9 キャッシュレス決済を導入するシステムのメーカー（決済代行業者）の具体的な例を教えてください。**

⇒ たとえば、STORESターミナル（旧コイニー）、Square、楽天ペイメント、Airペイなどが挙げられます。

**Q8-10 キャッシュレス決済端末のリース料は対象ですか。**

⇒ 令和2年5月14日から令和3年12月31日までのリース料が対象となります。

**Q8-11 非接触型チェックインシステムを導入する場合、メーカーや型番等に指定・制限などはありますか。**

⇒ 制限はありません。

**Q8-12 「伝統芸能との連携」とは、具体的にはどの経費が対象になりますか。**

⇒ 訪日外国人観光客が訪日前に期待していたことの一つとして、「日本の歴史・伝統文化体験」が挙げられるなど、伝統芸能は、その地域の文化としての価値を有するだけでなく、観光コンテンツとしても活用されることによって、地域の活性化につながることを期待されています。こうしたことから、観光需要の回復局面における新たな需要に対応する取組みの一つとして、伝統芸能との連携を補助対象としたものです。

具体的には、文化施設や芸能団体等と連携した継続的なイベントの開催経費、宿泊施設近隣の文化財を周遊するツアーの造成経費などが考えられます。

ただし、不動産・車両の購入、既存設備等の撤去・廃棄、伝統芸能との連携することとの関連が認められない経費、単発的なイベント開催に要する経費、光熱水費等経常的な経費は補助対象となりません。

**Q8-13 マイクロツーリズム造成は、具体的にはどの経費が対象になりますか。**

⇒ 「マイクロツーリズム」は、県内等近隣地域内での観光を指すものとされ、「ポストコロナ」「ウィズコロナ」時代の観光として注目を集めています。

県では、マイクロツーリズムについても、いわゆるコロナ後を見据えた新たな需要に対応する取組みとして、「高付加価値化支援関係」の補助対象としております。

具体的には、マイクロツーリズム造成に必要となる委託料などが考えられます。

ただし、不動産・車両の購入、既存設備等の撤去・廃棄、マイクロツーリズムの造成との関連が認められない経費、宿泊事業者以外の者（旅行業者など）が主体となる事業の経費、単発的なイベント開催に要する経費、光熱水費等経常的な経費は補助対象となりません。

**Q8-14 「ITシステム・モバイルシステムによる情報共有」とは、具体的にはどのようなことですか。**

⇒ 本県では既に、「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」等により、宿泊施設のキャッシュレス決済に対する支援を行ってきたところです。宿泊事業者の中には、更に進んで、オンライン予約システムなど、業務においてICT投資を進めている事業者もあります。こうした中で、既存のシステム等と連携させて、従業員に一人一台の端末を配布するなどして、予約状況や宿泊客の特性などの情報を従業員間で共有することにより、宿泊施設の業務を効率化する取組みについて補助するものです。

具体的には、システム構築、導入、改修等に要する経費、端末等の購入に要する経費、接続等の作業に係る手数料などが考えられます。

ただし、不動産・車両の購入、既存設備等の撤去・廃棄、IT システム・モバイルシステムによる情報共有との関連が認められない経費、宿泊事業者以外の者（システム開発事業者など）が主体となる事業の経費、ネット回線料等経常的な経費は補助対象となりません。

**Q8-15 予約管理システムや AI によるデータ分析・需要予測を行うと、どうして「高付加価値化」につながるのですか。**

⇒ 昨今、宿泊を含めた観光分野においても、DX（Digital Transformation）をはじめとした先進技術の導入の必要性が話題となっております。

他方、宿泊業においては、従業員1人当たりソフトウェア装備額が他の産業と比較して少ないなど、ICT投資を更に高め、活用していく余地があります。

こうした中、DX化を活用する一環として、予約管理システムやAIなどを活用して、宿泊予約の状況、宿泊客の属性等別の分類、予約客数の前年（又は前々年）との比較結果などのデータを分析することで、たとえば、業務の繁閑を事前に予測した上で従業員の体勢を整備したり、ターゲットを絞った宿泊プランを提案したり、新たな宿泊客向けのサービスを開発したりすることが可能になります。宿泊施設においても、こうしたCRM（顧客関係管理）の取組みにより、観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上を図ることができます。

具体的な経費としては、システム構築、導入、改修等に要する経費、端末等の購入に要する経費、接続等の作業に係る手数料などが考えられます。

ただし、不動産・車両の購入、既存設備等の撤去・廃棄、予約管理システムやAIによるデータ分析・需要予測との関連が認められない経費、宿泊事業者以外の者（システム開発事業者など）が主体となる事業の経費、ネット回線料等経常的な経費は補助対象となりません。

**Q8-16 「取組例」として掲げられた取組み以外でも対象になりますか。**

⇒ 「取組例」として掲げられた取組み以外でも、新たな需要に対応するもので、観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上に資する取組みであれば、「高付加価値化支援関係」の対象とすることができます。

**Q8-17 「その他、コロナ後の高付加価値化に資する取組みとして、知事が特に認めるもの」は、たとえばどのような取組みがありますか。**

⇒ 新たな需要に対応する取組みとしては、たとえばMICE（Meeting、Incentive Travel、Convention、Exhibition/Event）や「ブレジャー」（出張先の滞在を延長して余暇を楽しむこと）ニーズの取込み、オンラインツアーに併せたライブコマースの実施、などが考えられます。具体的な取組内容が明確になった段階で、できるだけ早めに事務局あて御相談ください。

**Q8-18 屋根・屋上の防水機能が経年劣化のため、雨漏りがひどくなりました。修繕を行**

って防水機能の回復を図りたいと思います。対象となりますか。

⇒ 原状回復のための取組みは、対象となりません。

Q8-19 災害の影響で外壁の一部が崩落しました。崩落部分とその周辺部分を原状のとおり改修したいと思います。対象となりますか。

⇒ 原状回復のための取組みは、対象となりません。

Q8-20 先日消防署から、防災設備の不備を指摘されました。消防法令に適合させるよう改めて整備したいと思いますが、それにかかる経費は補助対象となりますか。

⇒ 法令違反を解消するための取組みは、対象となりません。

Q8-21 送迎バスを新たに1台購入し、既存のバスを補完させたいと思います。対象となりますか。

⇒ 車両の追加購入は、①目的外への転用が容易なこと、②許可を得ないまま購入車両を処分する危険を伴うこと、を理由に、補助対象としておりません。

Q8-22 客室のネット環境を改善させるため、1室に1台のパソコンを整備したいと思います。パソコン購入費と月々のネット回線料に対して補助を受けたいのですが、可能ですか。

⇒ パソコンについても、①目的外への転用が容易なこと、②許可を得ないまま購入したパソコンを処分する危険を伴うこと、を理由に、原則として補助対象としておりません。

また、ネット回線料や電気料などの経常的な経費も、補助対象外です。

Q8-23 この度、高級感のある食事メニューを開発し宿泊客に提供しようと考えています。高級ブランド牛などの食材、日本酒・ワインなどを購入する場合、対象となりますか。

⇒ 食材（酒類など飲料を含む）については、経常的な経費と認められるため、補助対象としておりません。

ただし、食事メニューの開発に必要な、レストラン等の料理人や唎酒師、ソムリエ等の招聘に要する経費（報償費、費用弁償など）、調理器具の購入費用等は対象となる場合がありますので、事務局あて御相談ください。

Q8-24 高級感を少しでも出そうと思い、高価な美術品（絵画、彫刻など）を購入して飾ろうと思います。対象になりますか。

⇒ 新たな需要に対応するための取組みと認められないこと、観光消費額の増大と収益性の向上につながるものと認められないことから、対象となりません。

Q8-25 地元出身の有名人（スポーツ選手、芸能人など）を招いたイベント（トークショー、握手会など）を企画しています。開催経費は補助対象になりますか。

⇒ 単発的なイベントの開催経費については、新たな需要に対応するための取組みと認められないこと、観光消費額の増大と収益性の向上につながるものと認められないことから、対象となりません。

ただし、当該イベントが、宿泊事業者が主体となって継続的に実施するものであり、かつコロナ後の新たな需要に対応するための取組みと位置づけられるものであれば、対象となる場合がありますので、事務局あて相談してください。

**Q8-26 従業員の待遇を向上させることが高付加価値化につながると考え、賃金アップしたいと思います。賃金若しくは賞与等の上昇分に補助金を充当しても構いませんか。**

⇒ 本補助金を人件費に充当することはできません。

**Q8-27 宿泊施設の建物内に、アスベストが吹き付けられている箇所があることが判明しました。このアスベストを除去すれば、宿泊客の滞在環境が改善され、高付加価値化につながると考えます。除去経費は補助対象となりますか。**

⇒ 建築物所有者は、アスベストを調査し、除去するなどの対策を講じる必要があります。これは、宿泊施設の高付加価値化とは関係なく行わなければならない対策ですので、本補助金の対象とすることはできません。

なお、市町村によっては、アスベストの調査、除去に要する経費を補助する制度がありますので、お近くの市町村にお問い合わせください。

**Q8-28 旅館業法上の許可を受けている宿泊施設が、同一敷地内にキャンプ場を整備し、高付加価値化につなげていきたいと考えています。補助対象になりますか。また、同一敷地内ではなく、許可を受けている施設から離れた場所に所有する施設を改修し、キャンプ場を整備する場合は補助対象となりますか。**

⇒ 旅館業法上の許可を受けている施設が、同一敷地内で整備するものであれば、「高付加価値化支援関係」の対象とすることができます（Q2-11 参照）。なお、同一敷地内であっても、不動産・車両の購入、既存設備等の撤去・廃棄、キャンプ場整備との関連が認められない経費、宿泊事業者以外の者が主体となる事業の経費、光熱水費等経常的な経費は、補助対象となりません。

## **5. 申請方法・提出書類について**

**Q9-1 申請から補助金交付（支払い）までの流れを教えてください。**

⇒ 本補助金のおおまかな流れは次に示すとおりです。従来の支援金との比較では、②交付決定通知、③実績報告書提出、④額の確定通知の手続きが加わります。交付申請を行えば補助金が支払われるのではなく、事業完了後（既に購入等が完了しているものも含む）に実績報告書を提出しなければならない点に御注意ください。

今までの支援金	今回の補助金
交付申請 (申請者→事務局)	①交付申請 (申請者→県(事務局))
	②交付決定通知 (県(事務局)→申請者)
	③実績報告書提出 (申請者→県(事務局))
	④額の確定通知 (県(事務局)→申請者)
支援金の支払い (事務局→申請者)	⑤補助金の支払い (県(事務局)→申請者)

### Q9-2 申請書はどこで手に入りますか。また、提出先はどこですか。

⇒ 県のホームページからダウンロード又は事務局にお問い合わせいただき、添付書類とともに郵送又は持参で事務局へ提出してください。なお、「高付加価値化支援関係」の利用を希望する場合には、申請前に、事業計画書(案)を事務局あて提出してください(令和3年11月30日期限)。

(事務局)

〒400-0031 甲府市丸の内2-16-1-9F

宿泊施設変異株対策及び高付加価値化支援事業事務局

電話：055-222-6112 メールアドレス yamanashigz3@gmail.com

※ 封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。なお、文字の判別が困難になる恐れがあるため、FAXによる提出は受付不可とさせていただきます。

### Q9-3 申請期限はいつまでですか。

⇒ 「変異株対策強化関係」、「高付加価値化支援関係」とも令和4年1月31日(月)までです(同日消印有効)。実績報告書最終提出期限も、令和4年1月31日(月)までです。

対象経費については、「変異株対策強化関係」については令和3年10月31日(日)までに設置した機器等、「高付加価値化支援関係」については令和3年12月31日(金)までに完了した取組みとなります。

なお、支払い(クレジットカード払いの場合は口座からの引落とし)については、両者とも令和3年12月31日(金)までに完了させてください。令和4年1月1日(土)以降に支払われた(クレジットカード払いの場合は口座からの引落としが行われた)経費については、補助対象外となります。

### Q9-4 早く申請した方がよいですか。

⇒ 十分な予算を確保しておりますので、申請期限内の申請をお願いします。

### Q9-5 申請から支払いまでどのくらいの期間がかかりますか。

⇒ 「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」等の支援金とは異なり、



- ① 交付申請書の内容を審査の上、交付決定通知
  - ② 実績報告書の内容を審査の上、額の確定通知
- のプロセスが加わるため、その分お時間をいただくこととなりますので、御了承ください。

なお、書類の確認状況により支払いが前後する場合がありますので、併せて御承知おきください。

**Q9-6 「変異株対策強化関係」、「高付加価値化支援関係」のいずれかにおいて、一度申請して100万円の支援を受けましたが、追加で機器等を購入又は取組みを実施した場合、上限額の残りの200万円を申請できますか。**

⇒ 1施設あたり1回までの申請とさせていただきますので、2回以上の申請はできません。

**Q9-7 「変異株対策強化関係」で補助金の交付決定を受けた後、「高付加価値化支援関係」を申請する（又は「高付加価値化支援関係」の交付決定後に「変異株対策強化関係」を申請する）ことはできますか。**

⇒ 1施設あたり1回までの申請とさせていただきますので、2回以上の申請はできません。「変異株対策強化関係」、「高付加価値化支援関係」の両方を利用することは可能ですが（Q1-10 参照）、その場合は、1つの申請書で両方の申請を行ってください。

**Q9-8 補助金交付決定通知書を受け取りましたが、既にパーティション等を購入しています。交付決定前の事業着手は認められないと聞いたのですが。**

⇒ 本補助金については、他の補助金（下記）と異なり、「変異株対策強化関係」、「高付加価値化支援関係」とも令和2年5月14日以降に発注の機器購入、取組み等を対象としております。したがって、交付決定前に着手した取組みであっても、上記の日以降に着手されたものであれば、補助金の対象となります。既に取り組みされた分についても、領収書等の支出証拠書類で確認をさせていただきますので、領収書等は紛失しないよう、大切に保管してください。

なお、他の補助金の場合には、補助金の交付決定（参照）を受けなければ、補助対象となる事業（取組み）を実施することができません。もし、交付決定の前に取組みに着手した場合には、「事前着工」となり、補助金は交付されません（既に支払われた補助金は返金しなければなりません）。

**Q9-9 事業計画書にはどのようなことを記入すれば良いですか。**

⇒ 「変異株対策強化関係」にあつては、購入する（した）機器等の内容、個数、及び金額を記入してください。

「高付加価値化支援関係」にあつては、取組みの具体的内容、本補助金以外の資金調達方法（融資、自己資金など）、取組みによって得られる効果を記入していただきま

す。

事業計画書は、補助金交付の可否を判断するための重要な書類となります。取組内容が分かるように、具体的に記入してください。

**Q9-10 取り組みたいことはありますが、高付加価値化につながるか分かりません。**

⇒ 「高付加価値化支援関係」で補助の対象とするのは、コロナ後を見据えた新たな需要に対応する取組みで、観光客の満足度を向上させ、観光消費額の増大と収益性の向上につながるものです(Q8-1 参照)。取組内容とその効果を十分に検討していただき、疑問がある場合には、事務局あて御相談ください。

**Q9-11 図面や資料は、どのようなものを添付すれば良いですか。**

⇒ 平面図(施工前)、計画図(施工後)、仕様書、カタログなど改修やシステム構築、備品購入等取組みの具体的内容が分かる書類を添付していただきます。取組内容によって必要となる図面等は変わってきますので、事前に事務局あて御相談ください。

**Q9-12 「概算払い」とは何ですか。どのようなときに認められますか。**

⇒ 「概算払い」とは、補助金額の確定前に、補助金の全部ないし一部の額を交付(支払い)することです。

本補助金は、原則として、補助事業完了後に宿泊事業者から提出させる実績報告書の内容を審査し、問題ないことが認められた場合に、額の確定を行って、補助金が交付(支払い)されます(精算払い)。

しかしながら、宿泊事業者が事業に要する経費の一切を自己資金によって賄うことは、昨今の業況から困難な場合も少なくないことから、補助金交付要綱上、「知事が必要と認めるとき」に、完了後に実績報告により精算がなされることを前提として、交付決定額の6割を上限として、概算払いを認めるものです。

概算払いを希望する場合には、必ず事前に事務局に御相談ください。

**Q9-13 既に6月までに物品購入や施設改修を完了しました。要した経費分の補助金をできるだけ限り早く受けたいと思います。どのように手続きを行えば良いですか。**

⇒ できる限り速やかに事務局にご相談ください。

**Q9-14 客室を改修する予定でしたが、浴室の改修に変更したいと思います。どのように手続きを行えば良いですか。**

⇒ 補助金の交付決定後は、原則として、申請書・事業計画書の記載のとおりを取組みを実施しなければなりません。ただし、申請当時からの状況の変化等により当初の計画を変更しなければ補助事業としての効果が失われてしまう事情がある場合には、知事の承認を得た上で、申請内容を変更することができます。なお、変更後においても申請時の事業計画に沿った細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、承認を受けることを要しません。

変更せざるを得ない事情が生じた場合には、事情の大小を問わず、事務局に相談してください。

**Q9-15** コロナウイルスがまん延した影響で、当初予定していた補助事業（補助金を受ける予定で取り組んでいる事業）をやむを得ず中止することとしました。何か手続きは必要ですか。

⇒ 補助金の交付決定通知を受けた後の事情の変更により、補助事業をやむを得ず中止せざるを得ないときは、変更する場合と同様に、知事の承認を受ける必要があります。そのような状況が明らかになったときは、速やかに事務局に相談してください。

**Q9-16** 実績報告書は、どのようなことを記入すればよいですか。また、いつまでに出せばよいですか。

⇒ 実績報告書は、宿泊事業者が補助事業を完了したときに、補助事業が適正に実施されたかを県において確認し、交付（支払い）する補助金の額を確定させるため、提出していただくものです。

実績報告書には、補助金の交付決定額と実績額（実際にかかった経費に対する補助金の額）を記入していただきます。また、実績報告書には、実績報告書別紙、図面・資料（完成図面、実際に購入した備品の仕様書など）、契約書・領収書等、写真、振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し等も添付していただきます（Q9-17 参照）。

実績報告書（添付書類を含む）は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和4年1月31日のいずれか早い期日まで提出することとなっておりますので、事業完了後、お早めの提出をお願いいたします。

**Q9-17** 実績報告書には、どのような書類を添付すればよいですか。

⇒ 実績報告書（第5号）のほか、実績報告書別紙、図面・資料（完成図面、実際に購入した備品の仕様書など）、契約書・領収書等、写真、振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し、その他知事が必要と認める書類です。

このうち、実績報告書別紙については、「変異株対策強化関係」にあっては購入した機器等の内容、個数、金額のほか購入先、支払日を、「高付加価値化支援関係」にあっては取組みの具体的結果、収支の状況を、それぞれ記入してください。

疑問点などあれば、お早めに事務局あて御相談ください。

**Q9-18** 領収書等は原本が必要ですか。

⇒ 原本は手元に残していただき、写しを提出してください。

**Q9-19** 手元にある領収書では消費税額が確認できませんが、有効ですか。

⇒ 消費税額が明記された領収書やレシートをご提出ください。なお、確認できない場合は、補助対象から除外させていただきます。

Q9-20 クレジットカードで支払ったため、領収書やレシートがありませんが、どのようにすればよいですか。

⇒ カード明細及び対象期間内の引落しを確認できる部分の通帳の写しなど、当該機器等の支払額・購入日・引き落とし日が分かるものを提出してください。

Q9-21 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか。

⇒ 支払い及び購入日が確認できない場合は対象となりません。領収書等の再発行や電子支払履歴の写しなどにより提出をお願いします。

Q9-22 営業許可証を紛失してしまいましたがどうすればよいですか。

⇒ 保健所へお問い合わせいただき、再発行できるか相談してください。再発行できない場合は、事務局あて御相談ください。

Q9-23 本社が各施設分をまとめて申請できますか。

⇒ 施設ごとに申請をお願いします（Q2-4 参照）。

Q9-24 クレジットカードで支払った場合、支払の確認はいつの時点ですか。

⇒ クレジットカードによる支払いは、期限内に引落しが完了していることの確認ができる場合のみ対象です。納品やカード利用が期限（令和3年12月31日まで）内でも、口座からの引落しが令和4年1月1日以降であれば、対象外となります。分割払いにより、申請までに支払が完了せず、所有権が施設に帰属しない場合も対象外です。リボルビング払いの購入も、申請期限までに当該代金の支払いが完済し、かつ、第三者による証明がなされない限り対象外です。

Q9-25 クレジットカードで従業員が支払った場合になりますか。

⇒ 施設名（法人名、代表者名）がある領収書等が対象となります。

Q9-26 カードのポイントや商品券で支払った場合、対象ですか。

⇒ 支払いは、法定通貨で行ってください。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は対象となりません。

Q9-27 領収書やレシートに一式としか記載されておらず内訳がわからない場合でも申請可能ですか。

⇒ 内容を確認する必要があるため、別に内訳書等を添付してください。

Q9-28 領収書やレシートに支援対象のもの以外も記載されている場合、別に領収書を発行してもらう必要がありますか。

⇒ 補助対象以外の経費が記載されている場合にも、対象となるものに「○」をつけるなど分かるようにしていただければ、その領収書で差し支えありません。

#### Q9-29 額の確定とは何ですか。

⇒ 額の確定とは、実績報告書及び必要に応じて実施される現地調査等により、補助事業が交付決定の内容（申請した事業内容）や交付決定通知書に記載された条件に適合しているかを調査し、適合すると認められるときに、交付する（支払う）補助金の金額を確定（精算）するものです。提出いただいた実績報告書（Q9-16, Q9-17 参照）で、取組みが申請のとおり実施されているかを確認することとなります。変更の承認（Q9-14 参照）を受けている場合には、承認を受けた変更の内容で実施されているかを確認します。そこで問題がなければ、「額の確定通知」を事業者の皆様へ発出する、という流れになります。

#### Q9-30 事業計画のとおり変異株対策又は高付加価値化の取組みを実施しましたが、補助金で購入した備品のうち、当面の必要数量を超過した分については売却したいと思います。何か手続きは必要ですか。

⇒ 本補助金を受けた宿泊事業者は、本補助金により購入した物品、改修した設備等については、「補助金交付決定通知書」（様式第2号）に記載されている財産処分制限期間内は、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。このような場合については、「財産処分承認申請書」（様式第8号）により、事前に知事の承認を受ける必要があります。

上記の知事の承認を受けることなく、本補助金により購入した物品、改修した設備等を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があるほか、既に交付済みの補助金がある場合には、期限を定めてその返還を命ずることがあります。